

海上運送法第4条第6号の審査基準の一部改正案について

中国運輸局海事振興部旅客課

1. 指定区間について

海上運送法(以下「法」という。)では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定をしています。

※中国運輸局管内における指定区間 <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kajji/service01.html>

2. 法第4条第6号の審査基準について

指定区間を含む航路に係る一般旅客定期航路事業の許可基準については、法第4条1号から5号の許可基準に加えて、当該指定区間に係る船舶運航計画の内容(運航日程、運航時刻、各運航毎の輸送能力等)が離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであることが必要となっています。

3. 審査基準(サービス基準)改正案について

(1) 指定区間番号 51 号「岡山高島」(岡山県)

① 改正する内容

「各運航ごとの最低輸送能力」(別紙)

旅客 28 名から 20 名に変更

② 改正する理由

旅客人員の減少から需要動向の変動に対応するため

(2) 指定区間番号 56 号「六島飛島」(岡山県)

① 改正する内容

「運航回数」「各運航ごとの最低輸送能力」(別紙)

旅客 54 名から 40 名に変更し、年末年始における運行回数の設定を削除

② 改正する理由

上記と同じ

(3) 指定区間番号 98 号「阿多田島」(広島県)

① 改正する内容

「運航回数」「各運航ごとの最低輸送能力」(別紙)

船種ごとの輸送能力の設定を見直し、需要を踏まえたサービス基準に見直す

② 改正する理由

利用状況から生活において自動車利用が浸透しており、住民の生活に必要な輸送といった観点から実態に即したものとするため

(4) 指定区間番号 105 号「八島」(山口県)

① 改正する内容

「各運航ごとの最低輸送能力」(別紙)

旅客 52 名から 45 名に変更

② 改正する理由

旅客人員の減少から需要動向の変動に対応するため

(5) 指定区間番号 106 号「祝島」(山口県)

① 改正する内容

「運航日程」(別紙)

毎日(通年)を毎日(年末年始を除く)に変更

② 改正する理由

上記(4)②と同じ

(6) 指定区間番号 110 号「大津島」(山口県)

① 改正する内容

「運航回数」「各運航ごとの最低輸送能力」(別紙)

船種ごとの輸送能力の設定を見直し、需要を踏まえたサービス基準に変更

② 改正する理由

上記(3)②と同じ

4. 改正施行予定

・令和元年10月